

## 第2章

### 計画の基本的な考え方



## 1 福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲のことです。

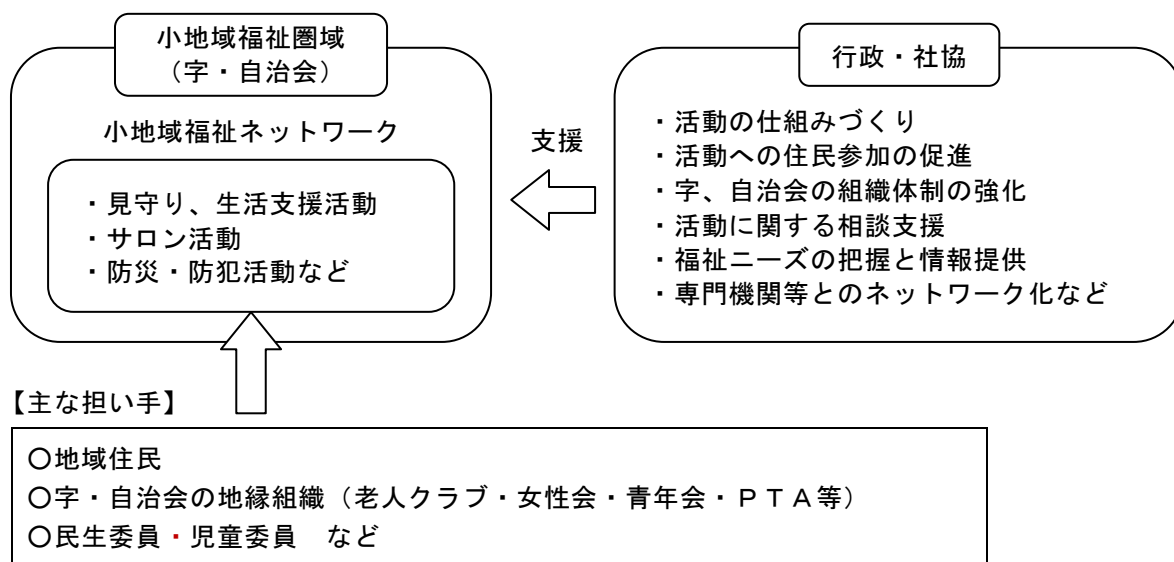
この範囲には、安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなど身近な課題を解決するための、顔の見える範囲の福祉圏域から、専門職や関係機関等と連携したより広い範囲での対応が必要な課題もあり、課題に応じた解決にふさわしい圏域を重層的に設定する必要があります。

福祉圏域の設定については、多様な生活課題を把握・共有し、課題解決に向けた、住民主体の地域福祉活動の展開と活動に対する効果的な支援及び関係機関等とのネットワークを形成するために、以下の3つの圏域を基本とします。

### (1) 第1層 小地域福祉圏域（字・自治会）

本町には19字・自治会があり、それを単位とした小地域福祉ネットワークが組織化され、活動を展開しています。より身近で生活課題の共有・解決を図るための基礎単位として、字・自治会を小地域福祉圏域に定めます。また、隣近所で気軽に声をかけ合い、見守りや生活支援などを行う活動もこの圏域に含まれます。

小地域福祉圏域における見守りや生活支援などの住民福祉活動(小地域福祉ネットワーク)の活性化を図るために、活動のしくみづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。



## (2) 第2層 学校区福祉圏域（中学校区）

小地域福祉圏域では解決できない福祉課題を住民と専門職、関係機関、単位民生委員児童委員協議会等が連携を密にし、課題解決に取り組めるよう、中学校区を単位とした学校区福祉圏域(2校区)を定めるとともに、この圏域に「〇〇中学校区地域福祉推進会議(仮称)」を設置し、専門職と関係機関等とのネットワーク体制を構築します。

### 【中学校区地域福祉推進会議(仮称)の主なメンバー構成】

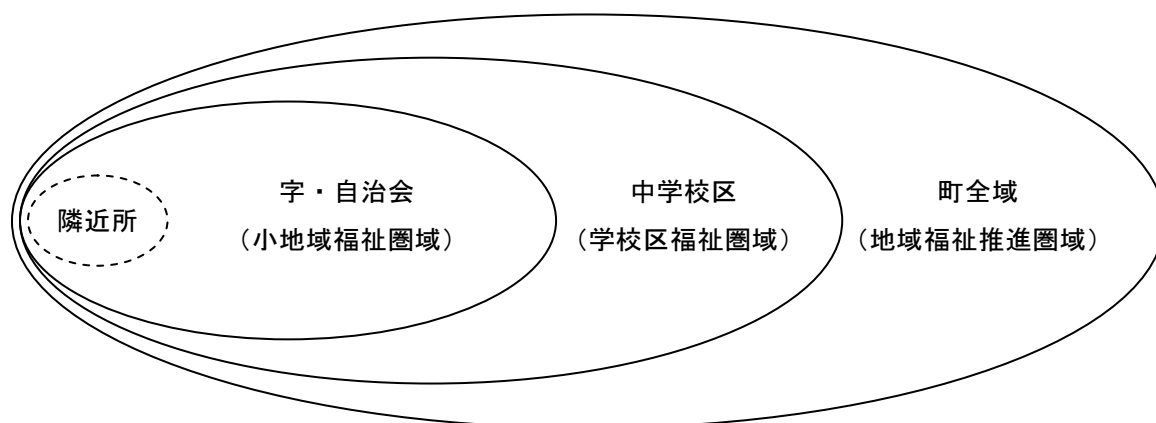
|                |                        |
|----------------|------------------------|
| ○区長・自治会長       | ○障がい者相談支援事業者           |
| ○単位民協の代表       | ○在宅介護支援センター            |
| ○小中学校の代表       | ○介護保険等福祉サービス事業者        |
| ○小地域福祉ネットワーク代表 | ○社協コミュニティソーシャルワーカー※ など |
| ○地域包括支援センター    |                        |

## (3) 第3層 地域福祉推進圏域（町全域）

各種福祉サービス事業者、医療・福祉関連施設等との連携や情報交換の場、地域福祉活動支援(広域的な支援)などを取りまとめる範囲と位置付け、町全域を地域福祉圏域とし、「南風原町地域福祉推進協議会(仮称)」の設置・運営を通して地域福祉の推進と福祉のまちづくりに関する関係機関等の協働体制の構築を目指します。

### 【南風原町地域福祉推進協議会(仮称)の主な構成メンバー】

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| ○社協                | ○行政(こども課、保健福祉課、国保年金課、教育委員会等) |
| ○町内福祉保健施設          | ○福祉団体の代表者(民生委員・児童委員、老人クラブ等)  |
| ○福祉事業者の代表者         | ○地域活動団体の代表者(女性会、青年会、PTA等)    |
| ○医療・保健関連機関の代表者     | ○小地域福祉ネットワーク代表者              |
| ○その他関係機関の代表者(商工会等) |                              |



※コミュニティソーシャルワーカー(CSWr)：地域において、生活上の課題を抱える個人や家族への個別援助と、それを取りまく生活環境(地域)を大切にした支援を行い、行政や地域と連携・協力しながら、問題解決を図るなど地域に密着した総合的な活動を行う相談員。

## 2 計画推進の視点

本計画の推進にあたっては、以下の視点を持ち、行政や地域住民などの地域社会を構成する全ての主体がお互いの立場を認め合い、それぞれの特性を活かし、共に協力し合いながら取り組んでいきます。

### （１）住民参加と地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくには、地域住民一人ひとりが、地域の福祉課題を自らの課題として受け止め、課題解決に主体的にかかわることが求められています。また、地域住民をはじめ地域組織や行政、関係機関・団体、NPOなどの、地域福祉を担う多様な主体が相互に連携・協力することによって、「地域の福祉課題は地域で解決する力」を高めていくことが求められています。

### （２）人権尊重と共に生きる地域づくりの視点

地域福祉を進めていく上で、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢の違いや障がいの有無、生活困窮などに関わらず、地域社会への参加と参画を促し、共により良い地域を築いていくことが求められています。

また、人権問題をはじめ、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利を擁護する取り組みが求められています。

### （３）利用者本位のサービス実現の視点

支援を必要とする人が、多様な制度やサービスの中から適切なサービスを選択し、安心して利用できるよう援助するには、相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進するとともに、サービス提供者の情報の公表、サービスの質的向上及びサービスを総合的に調整(ケアマネジメント)する仕組みづくりが求められています。また、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービスを実現することが求められています。

### （４）地域の特性を活かした福祉のまちづくりの視点

本町は、那覇市のベッドタウンとして人口の増加や急速な都市化が進み、集合住宅も増える中で、隣近所同士の間人間関係が希薄になってきていると言われています。しかし、先人から受け継がれてきた、地域の相互扶助の意識や連帯感、人々の心の中に今なお色濃く残っている現状もあります。また、地域行事や伝統・文化活動が活発である、福祉・医療施設が充実している、若い世代が多い一方で培ってきた経験や技能、知識を持つ人材も多いなどの特性があります。これからは、こうした地域の特性を地域福祉推進の資源・資産として活かし、南風原町にふさわしい福祉のまちづくりを進めることが求められています。

# ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

アンケート調査では、地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上での問題として、近所づきあいや相互扶助の意識が希薄になっているとの意見が多い結果となりました。一方、住民ワークショップでは、「南風原町はこんな町だったらいいな」について、各グループ共通の意見として、「人と人とのつながり」、「笑顔」がキーワードとなりました。多くの参加者が住民同士の絆を強めることの必要性を感じていることがわかります。

誰もが住み慣れた地域において、心豊かにいつまでも安心して暮らしていくには、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、互いを理解し認め合うとともに、地域で支え合うことの大切さに気付き、困っている人をみんなで支えていける社会を形成していく必要があります。

そこで、本町がこれから福祉社会を構築していくにあたっては、地域に暮らすみんなが人と人とのつながりを大切にし、「共に生き、支え合う」地域社会を形成するという観点に立ち、ちむぐくるを大切にしたい、笑顔あふれる福祉のまちの実現を目指します。

#### ■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

## 4 基本目標

---

基本理念を達成するために、次の3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 共に支え合えるまちづくり

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持ち、困った時に支え合うことができることです。そうした意識や行動の定着を図り、豊かなコミュニティ社会を形成するために、人と人がふれあい、相手を理解し認め合える取り組みを推進します。

また、複雑・多様化する地域の福祉課題への対応は、行政を中心とした公的サービスの提供だけでは解決が困難な状況が生じています。これからは地域住民も地域の福祉課題を知り、課題解決に主体的に関わっていくことが求められています。そのため、字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民福祉活動の一層の推進に取り組みます。

### 基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。そのためには、支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、経済的支援や権利擁護の充実に取り組みます。

さらに、生涯にわたっていきいきと自分らしく暮らしていけるように、生きがいづくり及び各ライフステージの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

### 基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、安心・安全な地域の生活環境を整えていく必要があります。そのため、公共施設等を誰もが快適で利用しやすいようバリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの地域への普及啓発に取り組みます。また、高齢者、障がい者に配慮した住環境の向上を進めます。

さらに、交通事故や犯罪・子どもの事故及び災害等から住民を守り、安心して暮らしていけるよう、地域と連携した交通安全対策、防犯・事故防止対策、防災対策を推進します。

## 5 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

